

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

令和7年6月1日

令和7年6月1日より、厚生労働省は近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、労働安全衛生規則を改正しました。改正に伴い企業における熱中症対策が罰則付きで義務化されます。

それら状況を鑑み、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を試行的に実施します。

現場管理費補正の考え方や積算方法等は、長野県等が策定した「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」等※を準用します。

なお、現場管理費の補正は、変更契約において行うため、工事打合せ簿等により監督職員と協議してください。対象工事等については、以下のとおりです。

### (1) 対象工事

- ・小諸市が発注する、請負金額が130万円を超える主たる工種が屋外作業である工事を対象とします。(ただし、県の試行要領等※で対象外となる工事は除く。)

### (2) 適用日

- ・入札公告日が令和7年4月1日以降の工事に試行を適用する。
- ・既契約工事については、変更契約ができる工事に試行を適用する。

### (3) その他

- ・建築(営繕)工事は、国の「公共建築工事共通費積算基準」を適用し工事費の算定を行っており、今回試行の補正に係る費用は既に経費率に含まれています。

※市が準用する熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領等

積算基準等		該当する試行要領、通知等
対象省庁	工種等	
国土交通省	土木工事	「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」 (令和2年8月3日施行 長野県建設部技術管理室)
	建築(営繕)工事	「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」 (令和5年3月29日通知 大臣官房官庁営繕部)
農林水産省	土地改良工事	「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」 (令和5年8月1日施行 長野県農政部農地整備課)
林野庁	森林整備保全事業の工事	「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」 (令和元年7月26日通知 長野県林務部長)